

JA 大北組合員応援事業実施要領

(令和3年3月1日制定)

改正 令和4年3月29日

(趣旨)

第1条 この要領は、本要領第7条に定める基準を満たした組合員（以下「組合員」という。）に対するサービス等の提供、並びに店舗及び施設等（以下「協賛店」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この制度は、大北農業協同組合（以下「当JA」という。）が実施するものとする。

(協賛店に関する基本的な考え方等)

第3条 協賛店は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2. この要領におけるサービス等とは、組合員が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第4条 登録可能な店舗及び施設等は「当JA管内（大町市および北安曇郡）に本社を置く店舗及び施設等またはJA系統業者のみ」とする

2. 第4条1項に該当しない場合であっても、当JA管内（大町市および北安曇郡）に同様の店舗が無く隣接する市町村であれば登録可能とする。

ただし、次に掲げる店舗及び施設等については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当JAが協賛店への登録が適当でないと認めるもの

2. 協賛店に登録しようとする店舗及び施設等は、別紙「JA 大北組合員協賛事業登録申込書」（以下「登録申込書」という。）を大北農業協同組合（以下「当JA」という。）あて提出するものとする。

(表示証の交付)

第5条 当JAは、協賛店の登録を行ったときは、当該事業所に表示証を交付する。

(表示証の表示)

第6条 協賛店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告

(組合員カードの交付)

第7条 当JAは、10口以上の出資を所有する組合員（法人を除く）に対し、別に定める組合員であることを示すカード（以下「組合員カード」という。）を交付するものとする。

2. 組合員カードの汚損・紛失等により再発行を希望する組合員は、再交付申請書を所属する支

所に提出することにより再交付を受けることができる。

(組合員カードの有効期限)

第8条 有効期限は、発行日から3年以内で、組合員カードに記載する日までとする。ただし、有効期限前に当JAを脱退したときは、その日までとする。

2. 有効期限の更新は所属する支所に届け出ることにより、届け出時点で資格要件を満たす場合には、届け出日から3年以内で更新できる。

(組合員カードの提示)

第9条 組合員は、協賛店からサービス等の提供を受ける場合に、組合員カードを提示しなければならない。また、協賛店は、組合員カードを提示した組合員に対して、その身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(協賛店の公表)

第10条 当JAは、協賛店の名称等について、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第11条 当JAは、協賛店が事業を廃止したとき、又は第4条に定める登録要件を満たさなくなったとき、その他、協賛店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2. 第1項の規定により登録を取り消された協賛店は、速やかに表示証を当JAへ返還しなければならない。

(協力又はサービス等の提供の停止・変更)

第12条 協賛店は、組合員に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、協賛店は当JAにその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は当JAが定めることとする。

(改廃)

第14条 この要領の改廃は当JA代表理事組合長が決定し、速やかに書面をもって協賛店に通知することとする。

附 則

この実施要領は、令和3年3月1日から施行する。

この要領の改定は、令和4年4月3日から施行する。